別表六〔四の二〕

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	（ ）

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称等	名称		1					
	本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2					
		所在地	3					
	発行済株式等の保有割合		4	%	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合		5	%				%
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税目		6					
	納付確定日又は納付日		7					
	課税標準		8					
	税率		9					%
	税額 (8)×(9)		10					
納付されたものとみなされる外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		11					
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8)×税率		12	（				%）
	みなし納付外国法人税額 (12)－(10)		13					
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10)＋(13)		14					
	損金算入配当を受ける場合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15					
		(15)のうち措置法第66条の８第３項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七(三の七)「25」）	16					
		益金算入される損金算入配当等の額 (15)－(16)	17					
		(14)のうち(17)に対応する金額	18					
	上記配当等以外の剰余金の配当等を受ける場合	措置法第66条の８第１項、第３項、第７項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「27」）	19					
		益金算入される剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「9」）－(19)	20					
		(14)のうち(20)に対応する金額	21					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((8)×35％と((18)又は(21))のうち少ない金額)		22					
	納付分	(22)×(10)/(14)	23	（ 円）	（ 円）	（ 円）	（ 円）	（ 円）
	みなし納付分	(22)－(23)	24	（ 円）	（ 円）	（ 円）	（ 円）	（ 円）
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)		25					円
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)		26					

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】７欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.39】９欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.40】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。